公益財団法人　皆実有朋会奨学財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人皆実有朋会奨学財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を広島市南区出汐二丁目４番７６号広島県立広島皆実

高等学校内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、広島県立広島皆実高等学校の在学生及び卒業生で成績優秀かつ向学

心を有する者に対する奨学金に関する事業を行い、青少年の健全な育成に寄与すること

を目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、上記の目的に資するため、次の事業を行う。

(1)　奨学金の運営（給付及び管理）

(2)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、広島県内において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の拠出）

第５条　設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠

出する。

（財産の種別）

第６条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　本定款の財産目録に記載された財産

(2)　基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3)　理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第７条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な第５条の財産は、この法人の基

本財産とする。

２　基本財産は、理事会において別に定めるところにより、第３条の目的を達成するため

に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　基本財産の一部を処分しようとするとき、又は基本財産から除外しようとするとき

は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した

書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経

て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

　備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲

げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

　　(1)　事業報告

　　(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

　　(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

　　(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

　　(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類について

は、定時評議員会に提出し、同項第１号に掲げる書類についてはその内容について報告

し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に５年間備え置き一

般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの

とする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを

記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第１１条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行細則（平成

　１９年内閣府令第６８号）第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日

における公益目的取得財産残額を算定し、これを前条第３項第４号に掲げる書類に記載

するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１２条　この法人に評議員３名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１３条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならな

い。

(1)　各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の３分の

１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

　　イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　ウ　当該評議員の使用人

　　エ　イ又はウに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によ

って生計を維持している者

　　オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

　　カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を共にす

る者

(2)　他の同一団体（公益財団を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数

が評議員の数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

　　ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表又は管理人の定め

のあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である

者

　　エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）

である者

　　　　①　国の機関

　　　　②　地方公共団体

　　　　③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

　　　　④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定

する大学共同利用機関法人

　　　　⑤　地方独立法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　　　　⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であっ

て、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は

認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認

可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１２条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有

する。

（評議員に対する報酬）

第１５条　評議員は無報酬とする。

２　評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３　前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が定め

る。

第５章　評議員会

（構成）

第１６条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１７条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任及び解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準

　　(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

　　(5)　定款の変更

 (6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分又は除外の承認

(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１８条　評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度開始日から３ヵ月以内に開催する。

３　臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議

員会の招集を請求することができる。

（議長）

第２０条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出す

る。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

　　(2)　定款の変更

　　(3)　基本財産の処分又は除外の承認

　　(4)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議を行わなけれ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２３条第１項に規定する定数を上回る

場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの

者を選任するものとする。

（議事録）

第２２条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、理事長が議事録を作

成する。

２　議長及び理事長は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第6章　役員

（役員の設置）

第２３条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事５名以上１０名以内

(2)　監事３名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律

第４８号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する代表理事とし、同項

の常務理事をもって一般社団・財団法人法第１９７条において準用する一般社団・財団

法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２４条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行

する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行する。

３　常務理事は、この法人の業務を執行する。

４　理事長及び常務理事は、事業年度ごとに４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２７条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

る。

４　理事又は監事は、第２３条第１項各号に規定する定数に足りなくなるときは、任期の

満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は

監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２８条　理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によ

って解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

（役員の報酬）

第２９条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会で

別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の基準に従った額を支給

することができる。

２　理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることがで

きる。

３　前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が定め

る。

第7章　理事会

（構成）

第３０条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３１条　理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（開催）

第３２条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

２　定時理事会は、事業年度ごとに４カ月を超える間隔で2回以上開催する。

３　臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けた時、又は理事長に事故がある時は、あらかじめ理事会で定めた順序に

より、他の理事が理事会を招集する。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（決議）

第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第１９７条において準用する一般社

団・財団法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみな

す。

（議事録）

第３６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第８章　顧問

（顧問）

第３７条　この法人に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、評議員会の決議によって選任する。

３　顧問は、理事長の諮問に応ずるものとする。

第３８条　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いを

することができる。

２　前項に規定する事項に関し必要なことは、評議員会の決議を経て、理事長が定める。

第９章　選考委員会

（選考委員会）

第３９条　この法人に第４条第１項第１号の事業の対象となる者を選考するための選考委

員会を置く。

（委員）

第４０条　選考委員会は６名以上１２名以下の選考委員（以下「委員」という。）をもっ

て構成する。

２　委員は、学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

３　委員のいずれか１名とその親族及びその他特殊の関係がある者の合計数が、委員数の

３分の１を超えてはならない。

４　委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結のときまでとする。

５　委員の選考に当たっては、再任を妨げないこととする。

６　補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

７　委員は第１項に規定する定数に足らなくなるときには、任期の満了又は辞任した後

も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権限と義務を有する。

８　委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすること

ができる。

第１０章　事務局

（事務局）

第４１条　この法人の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局に、事務局長及び所要の職員をおくことができる。

３　前項の職員は、理事長がこれを任命する。ただし、事務局長については、理事会の承

認を得て任命する。

４　事務局の組織及び管理に関し必要なことは、理事長が定める。

第１１章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１３条についても適用する。

（解散）

第４３条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

　その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４４条　この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合は、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から１カ月以内に、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経

て、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第１２章　 公告の方法

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により

行う。

第１３章　補則

（委任）

第４７条　この法人の定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理

事会の決議を経て、理事長が定める。

（附則）

１　この法人の設立時の評議員及び役員、代表理事は、次のとおりとする。

　評議員（３名以上１０名以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 設立時評議員 | 山垣内俊行、比良睦美、桑野祐二、森本礼児、中本信雄、正本大 |

役員（理事：５名以上１０名以内、監事：３名以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 設立時理事 | 森田健司、久保田明、城一博、中村一雅、山際勝彦、今岡賢哉、藤原みどり、岩田孝司、若林真一 |
| 設立時監事 | 清水弘司、藤野照子 |

　設立時代表理事は、森田健司（住所　広島市南区本浦町１０番１２号）とする。

２　この法人の設立時当初の事業計画は、次の通りとする。

(1)　この法人の設立時の事業計画は、第９条第１項にかかわらず、設立者の定めると

　　ころによる。

(2)　この法人の設立時の事業年度は、この法人の設立の日から令和４年３月３１日ま

　　でとする。

(3)　この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

　　　　設立者　森田　健司

　　　　住所　　広島市南区本浦町１０番１２号

３　この法人の定款に定めのない事項については、全て、一般社団・財団法人法及びその

他の法令を準拠する。

（財産目録）

１　この法人の設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は、次のとおりであ

る。（第５条関係）

現金　金３００万円

（附則）

令和　３年　９月１３日　　一般財団法人皆実有朋会奨学財団設立

令和　３年１１月２８日　　定款変更

令和　４年　１月２４日　　公益財団法人皆実有朋会奨学財団認定

令和　４年　１月３１日　　名称変更登記

令和　４年　３月１６日　　定款変更